

## 1 消費税における社会保険診療報酬等の非課税制度の見直し

社会保険診療報酬等に対する消費税の非課税制度を、仕入税額控除が可能な課税制度に改め、かつ患者負担を増やさない制度に改善すること。

—消費税—

社会保険診療報酬等に対する消費税は非課税とされているため、医療機関の仕入れに係る消費税額（医薬品・医療材料・医療器具等の消費税額、病院用建物等の取得や業務委託に係る消費税額など）のうち、社会保険診療報酬等に対応する部分は仕入税額控除が適用されずに、医療機関が一旦負担し、その分は社会保険診療報酬等に反映して回収されることとされています。

しかし、この負担分は、消費税導入の際においてもその後の税率引上げ（3%→5%）の際においても社会保険診療報酬に十分反映されたとはいえず、その一部は医療機関が差額を負担したままになっております。

これを解消するには、社会保険診療報酬等に対する消費税を課税制度に改め、かつ患者負担を増やさないように制度設計することにより、社会保険診療報酬等に関わる一切の消費税非課税に関する不合理を防止する必要があります。それによって、医療の公益性にも一貫性を保つことができ、それは他の医業税制の考え方とも共通することになります。

したがって、社会保険診療報酬等に対する消費税の非課税制度は、仕入税額控除が可能な課税制度に改め、かつ患者負担を増やさない制度に改善するよう強く要望します。

なお、社会保険診療報酬等に対する非課税制度を課税制度に改めるにあたっては、医療は「消費」ではない旨を明示するため、消費税の名称を、例えば社会保障税等とすることも検討されるべきであると考えます。

## 2 医療機関に対する事業税の特例措置の存続

事業税における次の特例措置を恒久的に存続されたい。

- ①社会保険診療報酬に対する非課税(個人、医療法人共通)
- ②自由診療収入等に対する軽減税率(医療法人のみ)

—事業税—

1) 政府の平成22年度税制改正大綱は、「事業税における社会保険診療報酬に係る実質的非課税措置及び医療法人に対する軽減税率については、来年1年間真摯に議論し、結論を得ます」と、これらの特例の見直しを示唆しています。見直し論の論拠は「適正公平課税に反する」ということでもあります。

事業税の趣旨は、事業に対する行政サービスの享受に応じた負担ということですが、そもそも医療は公共的なものであり、そのため医療法でも非営利性が義務付けられ、医療機関は住民健診、予防接種、学校医等の地域医療活動に積極的に取り組んでいます。

すなわち、医療機関は、行政サービスを享受するというより、行政が行うべき公共的サービスを自ら担っている側である以上、税法の趣旨からみても、医療機関への特例措置が適正公平課税に反するというのは誤りです。

2) 医療機関の経営は長年の診療報酬抑制政策によりきわめて悪化しており、その弊害が救急医療や小児、周産期医療をはじめとして、もはや社会問題化した医療崩壊として現れています。

仮に、ここで事業税の特例を廃止するなどということがあれば、医療機関の経営の安定は決定的に損なわれ、地域医療の崩壊に拍車をかけることは明らかです。

### 3 社団医療法人の出資評価の見直し

社団医療法人の出資の評価方法を見直し、事業承継の円滑化と医療の維持存続が図られるよう要望する。

—相続税・贈与税—

「経過措置型医療法人」において、とくに問題となるのは、事業承継の際の課税問題です。

出資持分が存する以上、これが相続税の課税対象となるのは当然ですが、その際の課税評価が一般の営利企業より高額になる現行の評価方法を見直し、せめて営利企業並みに改めていただきたいというのが本要望の主旨であります。

現行の国税庁財産評価基本通達は、出資評価について規定した194-2において、評価方法として類似業種比準方式を掲げています。この方式は、市場性のない株式や出資持分について上場株式に準拠して評価することとし、利益、配当、資産の3要素から評価額を算出する計算式が設定されています。その際、医療法人は配当が禁止されているため、営利企業の評価ではカウントされる配当要素が除外されます。理論上これは一見正当ではありますが、いざ実際に適用すると、医療法人の出資評価額は無配当の営利企業よりも高額になってしまうこととなります（「取引相場のない株式と医療法人出資の評価方法の比較（現行）」参照）。

こうした現状は医療資源保護という政策的な観点から見て不適切であるばかりでなく、財産評価理論としても、出資の財産価値という点でマイナスに作用する配当禁止が反映されていないという問題があります。

そこで現行の評価方法を見直し、持分ある医療法人の出資評価は、取引相場のない株式で無配当のものと同様の方法を適用することを要望します。

具体的には、現行の計算式の分母を「4」から「5」とし、分子に置くべき配当要素は「0」とするよう要望します。

〔参考〕

取引相場のない株式と医療法人出資の評価方法の比較（現行）

1 取引相場のない株式評価における類似業種比準価額の計算式

（財産評価基本通達180）

$$A \times \left\{ \frac{\frac{\text{㊸}}{B} + \frac{\text{㊿} \times 3 + \frac{\text{㊾}}{D}}{5}}{\quad} \right\} \times 0.7 \sim 0.5$$

A = 類似業種の株価

㊸ = 評価会社の1株当たりの配当金額

㊿ = " " " 1年間の利益金額

㊾ = " " " 直前期末の純資産価額（帳簿価額）

B = 類似業種の1株当たりの配当金額

C = " " " 年利益金額

D = " " " 純資産価額（帳簿価額）

2 医療法人の出資評価における類似業種比準価額の計算式

（財産評価基本通達194-2）

$$A \times \left\{ \frac{\frac{\text{㊿} \times 3 + \frac{\text{㊾}}{D}}{4}}{\quad} \right\} \times 0.7 \sim 0.5$$

類似業種目は「その他の産業」とする。

#### 4 持分のある医療法人が相続発生後 5 年以内に持分のない医療法人に移行する場合の相続税猶予制度の創設

持分のある社団医療法人の出資者に相続が発生した場合、当該医療法人が持分のない医療法人に移行する予定であるときは、当該出資者に係る相続税の納税を5年間猶予し、期間内に持分のない社団に移行することを条件に猶予税額を免除する制度を創設されたい。

—相続税—

第五次医療法改正により医療法人は持分のないことが基本とされ、持分のある医療法人の設立は禁止されました。既存の持分のある医療法人は、当分の間、従前通り存続することとされていますが、改正法の趣旨からすれば、希望する医療法人は順次持分のない医療法人に移行できることが望ましいといえます。

ここで問題となるのは、持分のない医療法人に移行するには、「持分」を放棄する必要があるにもかかわらず、放棄することにより今度は医療法人に課税されてしまうこととあります。課税を回避するためには、同族役員規制や、都道府県医療計画に医療施設の名称が記載されていること等の要件を満たさなければなりません。

このため、移行はしたくとも医療法人における条件や環境整備に時間を要し、その準備期間中に相続が発生してしまう場合も少なからず発生すると見られます。仮に、移行準備中に相続が発生すると、相続人は高額な相続税を納めねばならなくなります。

移行準備が相続に間に合うか否かによって税負担に大きな差が生じてしまうのは、課税の公平の面で問題があるし、相続人が税負担を強いられた医療法人側では、持分のない医療法人に移行するモチベーションが失われてしまい、改正医療法の趣旨も達せられないこととなります。

かかる問題の発生を防止し、持分のない医療法人へのスムーズな移行を促すためにも、相続発生後に移行しても生前に移行したと同様の取扱いとする弾力的な措置を要望します。

## 5 「取引相場のない株式等に係る贈与税・相続税の納税猶予制度」の持分ある医療法人への適用

中小企業の事業承継における取引相場のない株式等に係る贈与税・相続税の納税猶予制度の対象を拡大し、持分ある医療法人にも適用することとされたい。

—贈与税・相続税—

平成21年度税制改正により、中小企業の円滑な事業承継を促進する施策として、「取引相場のない株式等に係る贈与税・相続税の納税猶予制度」が創設されました。

この制度は、従前の「特定同族会社株式等に係る課税価格の計算の特例（10%減額特例）」に代わるものであるが、10%減額特例では医療法人の出資も対象とされていたところ、新制度においては医療法人の出資が対象から除外されてしまいました。

この背景には、第五次医療法改正によって医療法人は持分のないものが基本とされたにもかかわらず、持分のある医療法人の事業承継を図ることは、改正法と首尾一貫しないとの政策判断があります。

それは理解できないことではないが、医療法人全体の93%が依然として持分のある医療法人であるという現実に照らした場合、この政策判断はあまりにバランスを失することにはならないでしょうか。

すなわち、現行の事業承継制度全体を見渡すと、営利企業は円滑な事業承継のために納税猶予や免除が認められているのに、公共性、公益性が期待され、剰余金の配当が禁止されている医療法人にはこのような配慮がなされていません。換言するなら、営利企業の事業承継は優先的に保護するが、医療事業の継続性は配慮するに値しないという税制の仕組みが出来てしまったのです。これは重大な政策上の選択ミスであると言わざるを得ません。

現在のようなバランスを欠いた制度を早急に改善するよう要望します。

## 6 寄付金税制の整備

特定医療法人、社会医療法人及びその他の公益性を有する医療機関を特定公益増進法人の範囲に含めて、寄附者に対する措置(損金算入・寄附金控除)を講ずること。

—所得税・法人税・相続税—

特定医療法人、社会医療法人及びその他の公益性を有する医療機関のために、個人等が寄附した場合には、特に公益性の高い医療の担い手である特定医療法人、社会医療法人等を支援するため、以下の措置を講ずる必要があります。

特定医療法人、社会医療法人及びその他の公益性を有する医療機関を、法人税法第 37 条第 4 項および所得税法第 78 条第 2 項第 3 号に規定する公益の増進に著しく寄与する法人の範囲に含めることより、寄附者に対する措置(損金算入・寄附金控除)を講ずることを要望します。

## 7 社会医療法人認定取消時の税制措置

社会医療法人の認定の取消を受けた場合において、従前の剰余金が直ちに課税の対象にならないよう必要な措置を講ずること。

—法人税—

社会医療法人の認定の取消を受けた場合には、簿価純資産価額から利益積立金額を控除した金額が法人税の課税対象とされますが、これでは取消後において経営を継続することが困難となることも想定されるため、社会医療法人への移行を阻害する要因となっています。

安心して社会医療法人に移行できるようにするため、社会医療法人の認定の取消を受けた場合において、従前の剰余金が直ちに課税の対象にならないよう必要な措置(社会医療法人の認定取消を受けた医療法人を税法上の非営利型法人として取り扱うなど)を講ずることを要望します。

